

平成 24 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役社長 内藤 裕紀
コード番号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	経営管理本部長 後藤 英紀
電 話 番 号	03 - 6682 - 5700

株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 30 日開催の取締役会において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」(以下、「本制度」とい
い、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契
約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせ
いたします。

本制度の目的は、当社およびグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として取
引所市場より取得した当社株式を給付することにより、報酬と当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員
が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひ
いては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることであります。

記

1. 導入の背景

当社では、従業員インセンティブプランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の E S O P
(Employee Stock Ownership Plan) について導入を検討してまいりました。今般、会社への貢献を従業員が実
感できる中長期的なインセンティブ制度として、現行の制度とは別に従業員に当社株式を給付しその価値を処遇
に反映できる本制度を導入することといたしました。

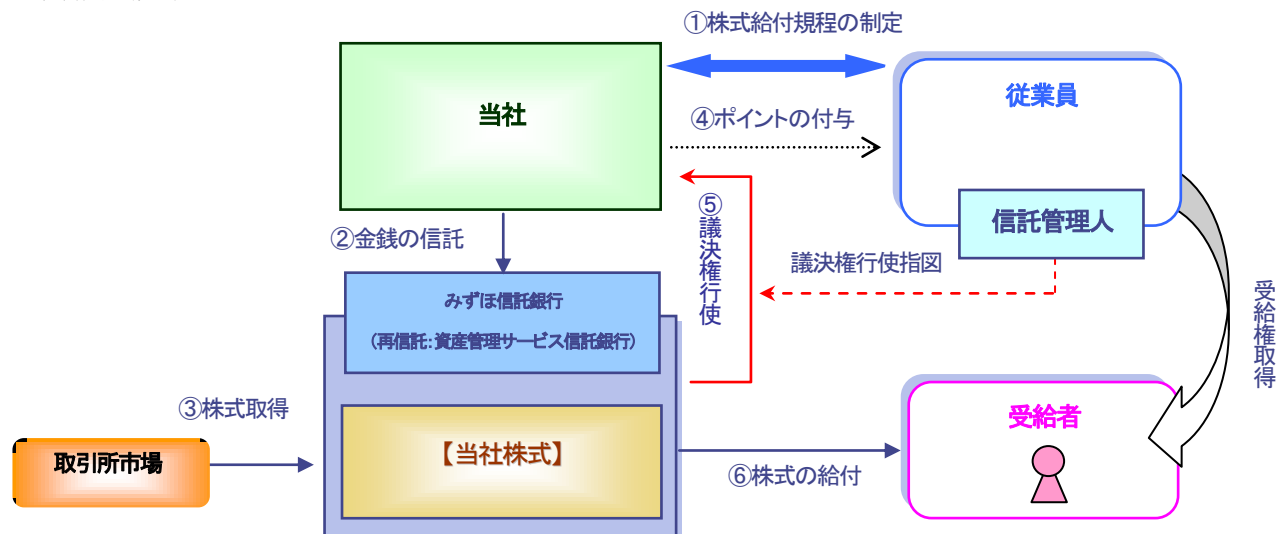
2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社およびグループ会社の従業員
に対し取引所市場より取得した当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定期間経過後、当該
従業員に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する当社株式については、
あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与する
ことが期待されます。

<本制度の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行（再信託先を含む）（以下「信託銀行」といいます）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき、従業員に対しポイントを付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得時に信託銀行から、取得したポイントに相当する当社株式の給付を受けます。

3. 本信託契約の概要および日程

- | | |
|---------------|---|
| (1) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行は再信託受託者となります。 |
| (4) 受益者 | : 株式給付規程に基づき給付を受ける権利を取得した者 |
| (5) 本信託契約の締結日 | : 平成24年8月10日（予定） |
| (6) 金銭を信託する日 | : 平成24年8月10日（予定） |
| (7) 制度開始日 | : 平成24年10月1日（予定） |

4. 本信託契約に基づいて当初信託する金額（予定）

150,000,000円

5. 株式の取得方法

取引所市場より当社株式を取得する予定です。

以上